

地方税財政制度の抜本的見直しに向けた取組（緊急）

提案要求先 内閣府・総務省・財務省
都 所 管 局 知事本局・財務局・主税局

真の地方自治とは、地方自治体が自らの財源と自らの責任に基づいて行財政運営を行う「地方主権」を確立して初めて実現できるものである。

そのためには、国から地方への事務権限の移譲、国の過剰な関与の廃止及び法令等による全国画一の義務づけの緩和と併せて、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、一層の地方分権改革を進めるべきである。

しかし、平成１８年度までの「三位一体改革」は、何ら本質的な議論が行われないまま、数字合わせに終始したものとなっている。国庫補助負担金の削減が先行し、地方への負担の押し付けが行われただけでなく、地方交付税制度については、抜本的な見直しに向けた道筋すら示されていないなど、その内容は、改革の本旨を全く理解していないものと言わざるを得ない。

現在、２０１１年度における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化に向け、地方財政の歳出削減が一つの課題となっているが、そこではまず、地方自治体の課税権や受益と負担の関係などを踏まえた議論を行っていくことが必要であり、東京をはじめとする大都市の財源を、地方自治体間の財源調整の手段として用いることは、断じて行うべきではない。

本来、改革が目指すべきは、地方自治体が自らの責任と権限により、行財政運営が可能となる基盤を確立することである。国は、分権改革の初心に立ち帰り、地方税財政制度の抜本的かつ一体的な改革に向け、改めて取り組むべきである。

- 1 国と地方の役割分担を見直した上で、地方自治体の事務と権限に見合う税源が配分されるべきである。そのため、基幹税である消費税から地方消費税などの税源移譲を速やかに実現すること。
- 2 国庫支出金については、地方行政に対する国の関与を縮小し、国と地方の役割分担等に即したものとするため、真に国が責任を持つべき国庫補助負担金以外は原則として廃止すること。
当面、奨励的国庫補助金については一律の税源移譲になじまないもの等を除き、税源移譲のうえ廃止すること。また国庫負担金については、国が特に責任を持つべきもの等を除き、税源移譲のうえ廃止すること。
- 3 地方交付税制度については、自主的・自立的な行財政運営を確保する観点から、地方交付税制度が本来果たすべき役割に限定するなど、抜本的な見直しを行うこと。